

職業紹介士（民紹協認定）資格認定規則

制定 平成19年 3月 1日

改正 平成21年 1月 1日

改正 平成24年 4月 1日

改正 平成26年10月29日

（目的）

第1条 この規則は、職業紹介士たる資格を認定するための基準を定める。

（資格認定の対象）

第2条 職業紹介士資格認定は、公益社団法人全国民営職業紹介事業協会（以下「民紹協」という。）が実施する職業紹介士資格認定通信教育及び集合教育における試験に合格した者に対して行う。

（認定委員会）

第3条 職業紹介士資格認定を行うために、学識経験者及び民紹協職員により構成する職業紹介士資格認定委員会（以下、認定委員会という。）を設置する。認定委員会の事務局は、民紹協職員が行う。

（認定基準）

第4条 職業紹介士資格認定は、原則として通信教育及び集合教育の各教科における試験の成績を基準として総合的に判断するものとする。

2 合格判定の基準は、次のいずれも満たすものとする。

①通信教育試験において、その成績が各科目毎に概ね70点以上であること。

②集合教育試験において、その成績が各科目毎に概ね70点以上であること。

（認定委員会の開催）

第5条 認定委員会は集合教育終了後、速やかに開催する。

（認定委員会の手順）

第6条 事務局は、通信教育及び集合教育における試験結果に基づき、資格認定の審査を行うために必要な資料を作成し、認定委員会に提出する。

2 資格認定委員会は、前項の資料に基づき審査を行い、第4条の基準を満たしていると認められるものを職業紹介士として認定する。

(資格認定証の交付)

第7条 前条により認定された者に対しては、職業紹介士認定証書を交付する。

(再受験)

第8条 第4条において不合格になったもの及び資格を一旦喪失者が再度資格の取得を希望する場合で民紹協が承認した者は、再受験できるものとする。再受験の場合の取り扱いは別途定める。

(附則)

第1条 本規則は、平成19年3月1日より実施する。

第2条 本規則は、平成18年度の職業紹介士資格認定試験の実施結果を踏まえて、必要に応じて改正する。

(附則)

第1条 本規則は、平成26年10月29日より実施する。